

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成27年6月18日(木) 午前10時～午前11時10分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 塚本秋雄 副委員長 榊谷規子 委員 櫻井伸賢
委員 鬼頭博和 委員 梅村均 委員 黒川武
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員 市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 山田
日出雄
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 富 邦也、同主査
佐野亜矢、税務課長 岡本康弘、同主査 大橋 透、同主査 小野 誠、
長寿介護課長 山北由美子、学校教育課長 石川文子、同管理指導主事
有尾幸市、生涯学習課長 片岡和浩

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案第43号	岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について	全員賛成 可決
議案第48号	丹葉地方教育事務協議会規約の変更について	全員賛成 可決

厚生・文教常任委員会（平成27年6月18日）

◎委員長（塚本秋雄君） ただいまから厚生・文教常任委員会を開会いたします。

当委員会の案件は議案2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局からの挨拶を受けたいと思います。3人の部長が新しいかと思えますけど、よろしく願いいたします。

◎市民部長（柴田義晴君） 皆さん、おはようございます。

委員長のお許しをいただきましたので、厚生・文教常任委員会の開会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

日ごろは市政全般に当たり御理解と御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。梅雨に入りまして、職員も若干体調を崩しているという職員もおりますので、委員の皆様方にもくれぐれも体調管理には気をつけていただきたいというふうに思っております。

さて、本日の委員会につきましては、平成27年6月定例会において本常任委員会に付託されました議案2件についての御審議をお願いするものでございます。どうかよろしく御審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

審査に入る前に、私も失敗しましたけれども、新しい委員さんも見えますけど、発言するときにこれを押すんですね。終わったら切るんですね。ということでお願いします。

それと常任委員会は5月からですけども、会議録が製本されますので、それもよろしく願いしますとともに、各答弁するほうはお名前をおっしゃっていただくことをよろしく願いいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第43号「岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[発言する者あり]

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑をお願いいたします。

◎副委員長（榑谷規子君） 本会議の質疑の中でも対象となる人たちが155人見えて、その人たちの軽減についてされるという答弁があったところですが、減免規定と違って軽減措置なので155人の方たちは、確認ですけど、軽減の申請をしなくても軽減をされるということですのでよろしいんですね。確認ですが、よろしくをお願いします。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 申請はしなくても所得によって判定させていただきますので、軽減はされます。

◎副委員長（榑谷規子君） 今回、低所得者に対する軽減措置が広がったということは、大変今の経済動向などの中で高い国保税が払えないという人が多い中で、大変喜ばしいことだと思うんですが、岩倉市で昨年度だったと思うんですけど、減免措置が拡大されたと思うんですが、減免の人たちは申請をしなくちゃいけないということで、その前の年の所得よりも下がった分の所得よっての減免を申請していくという形になっていると思うんですが、減免申請というのはふえている状況かどうかというのはわかりましたらお願いします。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 減免につきましては、平成26年度38件の減免をいたしました。平成25年度の19件より増額しております。

うち子どもの均等割額を含む減免については、9件の申請がございました。

◎委員（黒川 武君） 今、榑谷委員のほうから2割軽減、5割軽減の軽減の拡大に伴うところについての質問があって、私もちょっと関連でお聞きさせていただきたいんですが、2割軽減、5割軽減を行った場合のそれぞれの影響額というのは、これは予算でも絡むところでございますが、ここでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 保険税につきましては、270万3,000円の減額となります。

国・県の療養給付費負担額につきましては、保険基盤安定繰入金の増額によりまして、65万4,000円の減額となっています。

繰入金は保険税の軽減分を繰り入れするため、327万1,000円の増額となっております。

◎委員（黒川 武君） 私がお聞きしたかったのは、2割軽減、5割軽減を行うことによって、今後それぞれのところでどのぐらいの影響額が出るのかという、総額ではなくて2割軽減においてはどのぐらいの影響額になるのか、5割軽減ならどのぐらいの影響額になるか。そのところというのは、まだ試算はされてないんでしょうかね。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今、黒川委員のほうから御質問があったの

は、5割の軽減で総額が全体として幾らになるのか、また2割の部分について総額幾ら、そしてその足したものが327万円ということで、その内訳を聞きたいという御質問であったかと思えます。それについては、5割の軽減額合計は297万2,000円となります。5割が279万7,000円ということになりますので、2割については28万6,000円という内訳になっております。

◎委員（黒川 武君） もう一度確認の上でお聞きいたします。

ちょっと数字がいろいろ出ておりますので、5割軽減が297万2,000円、影響額は。2割軽減が28万6,000円ということによろしいですか。

◎委員長（塚本秋雄君） 228万じゃないの。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 5割軽減については279万7,000円、2割軽減については47万4,000円、合わせて327万1,000円減額になります。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第43号「岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号「丹葉地方教育事務協議会規約の変更について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 本会議のほうで、事務というか実態とか、そう変わりはないですよというようなお答えがございましたですが、少し確認をさせていただければと思います。

採択地区の地域変更の言い回しが変わったわけですが、以前と構成する地域については変わりがないでしょうか。そこのあたりを少しお聞かせください。

◎学校教育課長（石川文子君） よろしく願いをいたします。

採択地区協議会の構成地区には変更はございません。丹葉管内、犬山、江南、岩倉、大口、扶桑と一宮市、稲沢市の地区になりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（梅村 均君） また、次の質問ですけれども、改正後の条文の中で最後が採択地区協議会の庶務に関する事務という表現になっております。この庶務に関する事務というのは、以前の教科書採択に関する事務とだけ考えていいものでしょうか。庶務に関する事務について、これ以外にも何かあるんでありましたら少し御説明をお願いいたします。

◎学校教育課長（石川文子君） 特に庶務についての内容は変更はございません。

◎副委員長（榎谷規子君） 本会議でもお聞きしたんですが、今、内容はそう変わらないのに改正する理由としては、改正前では教科用図書の採択に関する事務が教育事務協議会が採択するようになるので、そこを採択はそれぞれの市町村の教育委員会が行うことと分けて明確化するという事で改正されたのかなと思うんですが、そこをもう少し詳しくというか、わかりやすく教えていただけないでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 内容的には、今、議員のおっしゃったとおりのことでございます。

採択に関しましては、採択地区協議会のほうで研究等をしていただいて、選定資料をいただきまして、各市町村の教育委員会が採択をするものでございます。

これまでの条文を見ますと、教科用図書の採択に関する事務というふうになっておりまして、丹葉地方教育事務協議会が採択をしているかともとれるような文章でありましたので、このところを庶務に関する事務ということで、明らかにするということの改正ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（黒川 武君） 採択について、私はよくわからないのでお聞きするんですが、私の認識では採択地区協議会の協議でもって、その地区の教科書が採択されると。それによって、いわゆる教科書の無償が適用されるというふうには私は認識しておったんですが、今の説明だと採択地区協議会で教科書の研究をして、それぞれの各市町でもって教科書の採択の決定をしていくというふうな答弁には受けとめたんですが、その辺のもう一度教科書採択の決定のシステムというのか、方法というのか、その辺のところを再度確認させていただきたいと思います。

◎学校教育課長（石川文子君） 最終的に決定をするのは市町村教育委員会ではございますけれども、採択地区協議会の構成市町村は同一のものを採択しなければいけないというのは、無償措置法のほうで決められております。

基本的には市町村で研究員、先生方を呼んで専門な調査等々ができればいいんですけれども、なかなか教科書も数も多い、内容も深い、広いというところで採択地区協議会のほうでそういった研究の場を設けております。そこで協議をされて、研究されたことの選定資料はそこでつくっていただけるので、それを各市町村のほうがいただいて、その内容もあわせて教科書も見ながら最終的に決定をするということになっておりますので、お願いをいたします。

◎委員（黒川 武君） ちょっと休憩をとっていただいてもいいですか。

◎委員長（塚本秋雄君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じます。

ほかにございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ございませぬね。ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませぬか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「丹葉地方教育事務協議会規約の変更について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。採決の結果、議案第48号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長において御一任願いたいと思いますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 御異議ないと認め、そのように決しました。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題としますので、当局のほうは席を外していただいてももらってもいいと思います。この後、協

議会がありますので、関係するところの部署は残っておいていただくということに扱いたいと思いますが、委員の皆さん方、いいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 事務局、よろしいですか、それで。

じゃあ、協議会のその他の項で関係するところの関係者は残っておいていただくということで、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（塚本秋雄君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

改めて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議長へ継続審査の申し出をすることをしたいと思っております。お手元の資料を見ていただいて、特に審査事項、別紙のとおりという形で、正・副委員長で一応箇条書きにして出ささせていただきました。

読み上げますと、1. 市民部の所管に属する事項について、(1)戸籍及び住民登録に関することについて、2. 健康福祉部及び福祉事務所の所管に属する事項について、(1)高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関することについて、(2)福祉有償運送に関することについて、3. 教育委員会及び教育こども未来部の所管に属する事項について、(1)新学校給食センターに関することについて、(2)教育振興基本計画に関することについて、(3)図書館及び学校図書館の整備及び充実にすることについて、(4)子ども・子育て支援事業計画に関することについて、(5)郷土の文化、歴史に関することについて、4. その他上記以外に委員会が所管する事項についてということで書かせていただきます。

これを全部できるかということ、なかなか難しいかと思えますけれども、例えばそれぞれ2番の(1)の福祉計画、介護保険事業計画というのは、スタートしていますから、27年度からね。そういう部分の中ということもありますし、福祉有償運送については3月の請願で採択して、その後の状況を含めての取り組みもやらないといけないだろうという部分もありますし、3の(1)の新学校給食センターの建設が27、28年の2年間で始まりますし、教育振興基本計画についても、27、28年度に策定されますし、子ども・子育て支援事業計画というのもこれから始まっていくものでもありますし、そういうことを含めまして掲げてあります。

具体的に後ほど協議会の中で議長からの諮問事項がありますので、政策提言につながっていける部分になるのをこの中で拾い出すか、あるいは皆様方からも本会議の最後の日に議長の申し出によって議決してもらいますので、

若干きょうで全部確定ということじゃないんですけれども、また何かあれば出していただく。皆様方が今回いろいろ思いを持って議員になられた、そういう思いもあるだろうし、市長の100策の中からやっていくこともあるだろうと思いますので、そういう部分があれば、これで決定じゃなくて、1日2日はいただいて、正・副委員長でまとめさせていただければ出していききたいかなと思っております。そこら辺の考え方で何か意見があれば、御意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 私の認識が違っているんですけど、審査期限というのは、調査終了後になっていきますけど、継続審査というのは定例会から定例会で毎回出していくようなふうになったのかなと思ってしまったんですけど、これって1回出すと全部今期中となるんですか。

◎委員長（塚本秋雄君） 閉会中の継続審査、閉会中ね。本会議中だったらいつでも委員長の権限で僕はできると思っています。

常任委員会というのは付託議案だけになると思っておりますけど、付託以外のことは正・副委員長の中で皆さんとやればできると思っております。閉会中は審査、いわゆる常任委員会として視察へ行ったり、調査したりすることは本会議で議決をいただけないとできないという項目。議会運営委員会の考え方はあると思っておりますけれども、厚生・文教常任委員会は4年間で僕は任期だと思っていますから、4年間の中という考え方は私はしておりますけど、定例会とかそういうことじゃなくて、最初の段階、皆さん方新しくなった委員ですから、4年間で仕上げる部分もあれば、1年間で終わる部分もあれば、事業が終わっておればそれはそれで消えていくということになるのかなと思っておりますけど。

◎委員（梅村 均君） 6月に審査を出すと、9月の間までに何か厚生・文教で委員会を開いて審査をする形をとらなければいけないということですか。

◎委員長（塚本秋雄君） そのとおりです。

毎月1回ぐらいやらないと、毎月1回でもできないだろうと思っています。

それは協議会でやるか、常任委員会を開くかは議長に申し入れすれば私はできると思っていますけれども、事務局、どうでしょうか。

だから、ここに上がった項目は、正式に常任委員会の閉会中審査できる。議員として、議会として活動できるということを最終日の本会議で議長に諮ってもらって、オーケーいただければ1年間毎日やってもいいと思っております。通年議会と同じような形でやってもいいです。通年議会であれば、多分こういう形でやらんでもいいんじゃないかなと僕は思っておりますけどね。

◎委員（梅村 均君） 出し方として、定例会ごとにこういうのを出していくのではなかったかなと思ったんですが。

◎委員長（塚本秋雄君） 年度当初だけです。当初というか、議員になったときのあれです。委員会は4年間ですので、基本的に地方自治法上は。毎年ローリングして変えていっても問題ないと思います、事業が終わっていけば。

◎副委員長（榎谷規子君） だから、定例会ごとという認識だと、梅村さんはこんなにいっぱいじゃなくて、9月までは絞ってこれにしようというというのがいいんじゃないかという提案。

◎委員（梅村 均君） 9月までにやるものをここで。

◎委員長（塚本秋雄君） 多分勘違いしているかなと思いますけど、定例会で付託されているんなものが出てきたと、請願とか。そのときに採決をとれなかった継続審査したやつは、定例会の前までにやらないといけないと思います。

これは閉会中の審査事項ですから、本会議、あるいは請願を含めてそうやって言われたことでもないと思います。

◎委員（梅村 均君） あえて広く項目をとっておいてやるものなのか、またちょっと別なんですね。

◎委員長（塚本秋雄君） 最後のその他で、上記以外の委員会が所管する事項でということで済んじゃうんですけれども、ある程度具体的に今進んでおる事業を上げて、その中のキーポイントは正・副委員長では持っています。

それと、計画がつくられてそれは進んでいくわけだから、当局は。最終的には議会でも、各課が事業評価したら、議会も評価していかないかんという仕事は最後には残るんじゃないかなと思っています。

ただ、1年2年で終わらない事業計画もありますので、介護保険なんていうのは3年じゃないかな。

◎委員（梅村 均君） これとっちゃえば、あと閉会中、特にとる必要がこの先ないような気がするんで、こういうやり方だったかなとちょっと思っただけです。済みません。

◎副委員長（榎谷規子君） 本当はもっと全部要るといって、1番の市民部だったら環境に関することや税に関することとかもいろいろあると思うんですけど、この常任委員会が今年度から始まったような事業計画がいろいろあるでしょう。それは読んでくださいでぼんと冊子をもっているだけの状況を常に今どんな状況なのかみたいなことも当局に求めるとか、提起していくとかも必要かなというんで、計画に関することはみんな出したりしたんですけど。

◎委員（黒川 武君） 事務局のほう、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査申出書も、審査基準というのは調査及び調査終了までということ

になっているの。

◎**議会事務局主査（田島勝己君）** 総務・産業建設常任委員会につきましては、今回閉会中の継続審査申出書はまだ出されていません。出すという話もお聞きしておりません。

今回、梅村委員が言われたように、会期ごとということで協議しておりますので、とりあえず正・副委員長のほうで素案ということでございますので、今回次の定例会までポイントを絞っていく方法かなというふうに、また9月からまた次区切るということだと思います。

◎**委員（黒川 武君）** だから、こういう形なんでしょう。ここでは審査期限というのは審査及び調査終了までということにしてあるんだけど、実際は閉会中の取り扱いができるのは7月、8月なんですよ。次期定例会まで。この間のうちに所管事項に係るところの審査事項について、ここは閉会中であっても継続審査ができると、そういうふうに解釈すればいいわけでしょう。

だから、当然その間のうちで審査及び調査が終わればいいわけです。終わらなければ9月の定例会の本常任委員会において同様の継続審査申入書というものをやらなきゃいかんわけですよ、会期から会期の間。そういう認識でいたんだけど、どうなんですかね、その辺の捉え方というのは。

◎**委員長（塚本秋雄君）** それは認識であって、4年間やっていいというのが地方自治法の制度だと私は思います、閉会中は。

◎**委員（黒川 武君）** だから、委員長の論理でいくと、これを議決すればずっと今後4年間これで行きっ放しだということになりかねないですよ。それはちょっと乱暴過ぎるように思いますけれど。基本的にはそういう考え方ももしれない。だけど、現実的に我々は申し合わせで1年ごとで委員がかわってきているわけでしょう。だから、そういうことを前提にした形で進めていかないと、現実な対応にはなりにくいだろうなと思いますけれど。

◎**委員長（塚本秋雄君）** 1年ごとの申し合わせはないと思いますけど、委員会。2年だったと思います、もしあるとしたら。

◎**委員（黒川 武君）** 現実的に1年ごとで……。

◎**委員長（塚本秋雄君）** それは現実的であって、申し合わせにはなってないと思いますけど、それは議会運営委員会のほうで精査してもらいますから出します。

◎**委員（黒川 武君）** だから、正・副委員長にお尋ねしたいのは、先ほど梅村委員がおっしゃったように、ここでの閉会中の継続審査というのは6月定例会後、9月定例会が始まるまでの間という捉え方でよろしいですか。

◎**委員長（塚本秋雄君）** 私は、だからこのメンバーがおる間です。メンバ

一がかわればかわると思います。

◎委員（黒川 武君） そうじゃなくて、いわゆる期間ですよ。期間をどう捉えるか。だけど、今の委員長の論理で言うと、この委員のメンバーがいる間となると……。

◎委員長（塚本秋雄君） 4年間です。

◎副委員長（榎谷規子君） 今言われているのは、閉会中だからということで9月までにこれをやろうかというんで、だからもっと絞るべきじゃないかということなんですね。

◎委員（梅村 均君） 大まかな項目というのは余り好ましくないとかいう、そんな議論があって、なるべく具体的なテーマで審査事項は載せるべきじゃないのかと。

そうやって考えると、やっぱり定例会と定例会の間でやらないとなかなか難しい。長い期間を設定する……。

◎委員長（塚本秋雄君） 例えば、学校給食センターなんて終わらんでしょ。2年間で建設していくのに、終わる。

◎委員（梅村 均君） 終わらないですけど。

◎副委員長（榎谷規子君） だから、9月までということだったらということだったけれど、7、8月の中に給食センターが具体的に今現状どうなって、今後どういうふうにするというのが当局から説明を求められるとか、もっとみんな近場のところに給食センターを見に行こうとか、そういったことなんかもいえるのかなというんで、割と4年前にあったやつよりも、これでも絞ったんだけど、事業計画のところは全部常に今の動向を見ておくのが必要なんじゃないかということになって。

◎委員長（塚本秋雄君） 現実的には行政視察へ行くための項目です。ふだんのものについては委員長が皆さんの意見を含めて協議会でやっていけば全部開けます、閉会中であってもできます、これは。協議会でできます。

ただ、あとの諮問事項が来ていますので、それとの兼ね合いでこれを削っていく場合もあるし、できない部分もあるし、この中から拾ってもらおうという意味合いで本当は諮問事項を先にやっておいて載せてくれれば、僕はそれでいいかなと思っていますけれども。あくまでも行政視察へ行くためにとっていかないと、7月、8月の日程があれば9月まで行けませんということです。

◎委員（黒川 武君） 委員長、堀議員が発言を求めていますので。

◎委員外議員（堀 巖君） 去年からの経過をもう一度思い出していただきたいんですけど、去年、議会改革特別委員会の中で継続審査について議論

しております。その中で、従来までは5月臨時会のときに全て今のように一括方式で常任委員会について全て網羅した形で1年間通していつでもできますよということやっていたんですけども、それは余りにも雑駁としているのでやめましょうということになって、それはそもそも地方自治法の会期不継続の原則という大原則がありまして、それが今、梅村委員が言われたように会期から会期まで、それが大原則なんです。そこに1回立ち返って、きちんとそういうふうにしましょうというふうに申し合わせをした、特別委員会の中で決定したということがございますので、やはり基本的に委員会というのは地方自治法に縛られまして、そういった形で会期から会期まで、もしやるのであれば継続審査をかけなければならない。

協議会の話は、協議または調整の場として整備しましたので、それはいつでも開けます。ただ、委員会と協議会は性質が違いますので、そこら辺をきちっとするという意味で、今議会から付託された議案でもし必要であれば継続審査をしましょうということを決めたというふうに私は記憶しております。思いおこしてもらいたいです。

◎委員長（塚本秋雄君） 今、堀議員からの参考意見をいただきましたけど、そういう認識でいいですかね、皆さん方。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 新しいから多分わからんと思いますけど。

◎委員（櫻井伸賢君） 去年のと言われたんで、去年協議されたんで、それを否定するつもりは。

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、こちらはそれでいいですか。

私もそういうふうに変えます。

ということで、出すのはやめます。

◎委員（梅村 均君） 項目で上げたら、全部やらなきゃいけないということになるんですよね。

◎委員長（塚本秋雄君） やりたいと思って出している。

ただ、きょう決定するんじゃないくて、皆さんの御意見をいただいて減らしたり、中身を具体的にやらなあかんかなと思っておりましてけどね。何もなしじゃいかんと思っています。たたき台です、あくまでも。正・副委員長がこれをやりますじゃないけど、こういうことの中で絞り込んでいけばいいんじゃないですかという提案です。

◎副委員長（榎谷規子君） 最初に委員長からのあれを言ってからのほうがよかったですよね。

◎委員（黒川 武君） だから、そういう会期から会期の間のことだという

ことはお互いがそのことで認識が共有できれば、私は別にこれでもいいと思いますよ。幅広く多岐に所管事項を上げるというのは当然のことですので、私は別段それでいいんです。

ただ、そここのところの認識がちょっとずれがあったもんだからお聞きしたただけの話で、今、委員長がおっしゃるように会期から会期の間での摘要のことだと、これだったら私はそれで賛同はいたしますし。

◎委員長（塚本秋雄君） 会期から会期までの摘要の中身じゃないです、これ。だから、取り下げないかんです。そういう形でやるとすると。9月までにできません、これは。上げた項目ね。だから、上げられないんですわ、そうすると。私もそれでいいですから、それでいきましょうということでこれは取り下げる形になると。

あと副委員長の意見を聞くだけだけど、伊藤委員と梅村委員と、こちらの参考意見を聞いて決めればいいかなと。議題ですから、やるやらんはここで決めればいいと思う。

◎委員（梅村 均君） 視察へ行くテーマを決めるのが協議会で、別にこれとは関係なくやれるということ。

◎委員長（塚本秋雄君） 視察は本会議の了解をとらんといけなかったんじゃないかな。

◎委員（梅村 均君） 視察がもし決まれば、9月議会へこれを出して、その前の準備段階として6月に出しておかないと、テーマを決めることさえもできなくなるというのであれば、テーマを出さなきゃいけないとは思いうんですけど。

◎委員長（塚本秋雄君） 後で決めますけど、視察は別に9月前に行く予定はしてないから、9月議会で出せますからいいです。9月議会でテーマを出して、それでいきますと議決していただければ、法定上、地方自治法上であればそういう形をとれますので大丈夫です。

ということで、副委員長、何かあれば。

◎副委員長（榎谷規子君） 前後しちゃったんですけど、きょう提案したかったのが議長からの諮問事項として、常任委員会で政策提言をということがあったので、政策提言をしていくには調査、視察、学習などを厚生・文教常任委員会の中でやっていくには、皆さんがどういった項目で一番政策提言をしていきたいのか、まとまっていくのか、そういったこともあって出したというのもあったんです。政策提言が調査を今後していくのに視察のことも絡んで、みんなで協議できたらなというのもあって、幅広く出して、絞って削って膨らませてという一つのたたき台でという形で、もちろんこれが

決定じゃなく出したんですけど。

◎委員長（塚本秋雄君）　という思いを聞いていただいて、常任委員会に正・副委員長で出させていただいた閉会中の継続審査の議題については取り下げさせていただきますということで、よろしいでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君）　取り下げなくてもいいと思うんだけど。

◎委員（黒川　武君）　取り下げる必要はないと思いますよ。

今、副委員長が言われたように、今後、政策提言のテーマについてまた話し合うわけなんです。それによっては、7月、8月に近隣のどこかへ常任委員会として視察に行こうねとか、あるいは勉強するためにどなたか講師を呼んでやろうねとか、そういうことだってあり得るわけですから、そうすると7月、8月というのは常任委員会としてそういうことが一切できなくなってしまいます。もちろん協議会という方式はあるにしても、協議会は協議または調整の場のためのものだというふうな位置づけなんです。やっぱり常任委員会をきちっと開いてやるべきだと思うんだったら、7月、8月も閉会中の継続審査という形で委員長のほうから提案されておること、私はこれでよろしいかなと思うんですけど。

私が先ほど確認したかったのは、あくまでも会期から会期の間にやることで、その間にできなきゃ、また次のときに同じように継続審査の申し出をすればいいわけなんですから。

◎委員長（塚本秋雄君）　ということで、今、黒川委員から提案がありましたので、閉会中の審査事項については議長からの諮問事項に該当する項目を上げて、9月議会までの間にもやらないけないことがありますので、その諮問事項をにらんだ形の閉会中の継続審査の項目として上げさせていただきますということでいかがでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君）　もっと絞ったほうがいいということであれば、もう1回この前の総務・産業建設常任委員会の中で出された陳情について、厚生・文教で受けなくちゃいけない3項目があると思うんですが、それはきょうできないですよ。1回議運に戻して、またということで、その日程調整も後でしたいと思っているんですけど、そのときまでに皆さん考えてもらって、そこで決定ということでだめですかね。きょう提案という形で、委員長提案ということにして、決定じゃなく。22日以降だっけ、やらなくちゃいけないでしょう。陳情について厚生・文教で受けなくちゃいけない。

◎委員（黒川　武君）　休憩をとってもらってよろしいですか。

◎委員長（塚本秋雄君）　じゃあ休憩いたします。

（休　憩）

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

ただいま厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題としておりますけど、調整のため継続扱いとし、次の常任委員会が開かれたときに決定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

そういうことで、閉会中の継続審査につきましては次の常任委員会のときまでに調整に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。御異議なしと認め、そのように決しました。

終わっていきますけど、いいですね。

じゃあ、以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。